

感染を防ぎながら日常を送るための今後の方針

令和4年5月26日
京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部

京都府における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、ゴールデンウィーク後も横ばい傾向にあります。また、重症化リスクの高い高齢者への3回目ワクチン接種が進んだことなどから、病床使用率や重症者の割合も低い状況が続いています。

これから暑い時季を迎えることから、熱中症を防ぐために屋外ではマスクを外すなどの対応も必要となりますが、感染拡大を防止しながら日常生活を送るために、改めて一人ひとりが感染に注意して行動する必要があります。

京丹波町では、京都府が示した「感染を防ぎながら日常を送るために」に準じて、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施しますので、町民の皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

◆ 取組期間

5月26日（木）0時から

◆ 一人ひとりが感染対策を

感染拡大を防止しながら日常に近づくため、「自分が感染しない」「ほかの人に感染させない」「感染をひろげない」を常に意識して行動してください。

(1) 基本的な感染防止対策の継続

- ・ 3つの基本（①正しいマスクの着用、②こまめな手洗い、③外出先での手指消毒設備の活用）を心がけてください。
- ・ 人と人との身体的距離を確保し、大声での会話など感染リスクの高い行動を控えてください。
- ・ 室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気を心がけてください。
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面・場所への外出を控えるなど、特に注意してください。

(2) 正しいマスクの着用を

- ・ 屋外でも、身体的距離が確保できず、会話を行う場合は、マスクを着用してください。
- ・ 屋内でも、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用の必要はありません。

★ マスク着用の考え方

| | 身体的距離が確保できる (2m以上を目安) | | 身体的距離が確保できない | |
|-------------|--------------------------|------|--------------|-------|
| | 屋内 | 屋外 | 屋内 | 屋外 |
| 会話を行う | 着用を推奨 | 必要なし | 着用を推奨 | 着用を推奨 |
| 会話をほとんど行わない | 必要なし | 必要なし | 着用を推奨 | 必要なし |

※屋内とは、外気の流入が妨げられる、建物の中、公共交通機関の中などをいいます。

※特に夏場については、熱中症予防の観点から、屋外の「必要なし」場面では、マスクを外すことを推奨します。

※高齢者等との面会時や、病院内などで重症化リスクの高い方と接する場合には、マスクの着用を推奨します。

(3) 体調不良を感じたら医療機関に相談を

- ・毎朝の検温等による体調管理を行い、発熱やせき等の症状がある場合は、医療機関に相談、受診してください。
- ・体調に不安がある時は、家族を含めて外出を控えてください。

(4) 外出時は感染リスクを避けて慎重に行動を

- ・旅行や帰省に伴う移動や、多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践など、感染リスクを回避する行動をとってください。

(5) 飲食機会での感染対策

- ・適切な感染対策が講じられている店（認証店）を利用してください。
 ※ 認証店： アクリル板の設置や適切な換気など、京都府が定めた基準に基づく感染防止対策が実施されている飲食店
- ・会話の時はマスクを着用してください。
- ・店内では大声で話さないようにしてください。
- ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにしてください。

(6) ワクチン接種等について

- ・発症や重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は、積極的に接種してください。
- ・職場では、ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく行ける環境づくりを整えてください。

(7) 催物（イベント等）における感染を防ぐために

イベント等主催者の皆様には、当面の間、人数制限等の要請が続きます。開催規模に関わらず、業種別ガイドラインに基づく入場整理等の感染防止対策を徹底してください。

【 収容定員の要件 】

| 施設の規模 大声の有無 | 収容定員 5,000 人以下 | 収容定員 5,000 人超～10,000 人 | 収容定員 10,000 人超 |
|----------------|-------------------|----------------------------------|---------------------|
| 大声なしのイベント | 収容定員まで 入場可（注） | 5,000 人まで 入場可（注） | 収容定員の半分まで 入場可（注） |
| | | 「感染防止安全計画」を策定した場合は、 収容定員まで入場可 | |
| 大声ありのイベント | 収容定員の半分まで入場可（注） | | |

（注）感染防止チェックリストを作成し、ホームページ、SNS等で公表が必要です。

(8) 職場における感染予防の徹底

- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等により、職場や通勤中での人との接触の低減に取り組んでください。
- ・従業員等に対する出勤時の検温等の体調管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は勤務させないとともに、医療機関へ相談するよう指導してください。
- ・職場の感染対策を再点検し、特に居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での注意喚起を徹底してください。

◆ 役場の勤務体制について

- ・事業者様への要請事項「(8) 職場における感染予防の徹底」と同様の取り組みを行うなど、感染症対策を実施します。

◆ 町主催の会議等について

- ・町が主催する会議等については、必要最小限の規模、時間により、感染予防対策を講じた上で開催します。

◆ 町立学校等の対応について

- ・学校等〔こども園、小学校、中学校、のびのび児童クラブ〕における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、徹底した感染予防対策を講じた上で活動を継続します。